

白山市監査公表 第3号

住民監査請求に係る監査の結果公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の規定に基づき、平成17年12月13日付で提出のあった白山市職員措置請求について監査を行った結果、法第242条第4項の規定により次のとおり公表します。

平成18年2月6日

白山市監査委員 丹 保 昭

同 石 田 正 昭

住民監査請求に係る監査結果

(平成17年12月26日請求)

《白山比咩神社の奉賛会発会式出席について》

目 次	
白山市監査公表 第3号	
第1 請求人	
第2 請求の受理	
第3 監査の実施	1 請求の要旨
	2 請求人の陳述
	3 監査対象部局
	4 事情聴取
第4 監査の結果	
第5 理 由	1 事実の認定
	2 判 断
	3 結 論

記

## 第1 請求人

1名（氏名は省略）

## 第2 請求の受理

本件請求は、所要の法定要件を具備しているものと認め、平成17年12月26日受理した。

## 第3 監査の実施

### 1 請求の要旨

監査請求事項は、措置請求書の記載及び請求人の陳述からその要旨は、次のとおりである。

- (1) 白山市長角光雄（以下「市長」という。）は、平成17年6月25日、同市レッツ・ホールつるぎで開催された白山比咩神社が主催する白山比咩神社御鎮座2100年式年大祭奉賛会（以下「奉賛会」という。）発会式に職員を伴い、公用車にて出席し、祝辞を述べた。
- (2) 奉賛会発会の趣旨は、祭神鎮座2100年大祭記念事業として、大祭齋行、禊場、遊神殿の新築造成、社史等の事業を予定し、その予算5億円のうち2億円は神社の資金、3億円は会員の奉納する奉賛金によって賄うというものである。
- (3) 白山比咩神社の2100年大祭及び宗教施設の造成は、信者や青少年の心身修行の場として提供するものであり、同神社の宗教活動に当たる。
- (4) 上記宗教活動である奉賛会発会式に、市長が役員となり、出席して祝辞を述べたことは、特定の宗教である白山比咩神社の宗教活動を助長、援助、促進するものであり、神道に馴染まない白山市の住民及び神道以外の宗教を信仰する住民の信仰の自由を圧迫するものである。従って、憲法第20条第1、3項の規定する政教分離原則に違反するものである。
- (5) よって本件発会式出席に要した勤務時間2時間に見合う、市長報酬、随行職員及び公用車運転職員の給料、概算14,800円と公用車燃料費、概算1,000円を、また、市長が役員として奉納した10,000円以上の奉賛金、合わせて25,800円を公金より支出したことは、憲法第89条に違反するものであ

り、損害賠償の措置を求めるものである。

## 2 請求人の陳述

法第242条第6項の規定により、平成18年1月19日、陳述の機会を設け、請求人から請求書記載内容の補足陳述を受けた。

また、その際新たな証拠の提出があった。

## 3 監査対象部局

総務部秘書課

## 4 事情聴取

審査に当たり、関係部局から関係資料の提出を求め、また、平成18年1月19日に関係職員の事情聴取を行った。

その際、請求人も立ち会った。

## 第4 監査の結果

本件請求については、監査委員の合議により、次のとおり決定した。

本件請求には、措置の必要は認めない。

## 第5 理由

### 1 事実の認定

#### (1) 「奉賛会」発会式

ア 日 時 平成17年6月25日 午前10時30分～

場 所 白山市鶴来下東町

レッツ・ホールつるぎ

次 第	1. 開会の辞	1. 会長挨拶	1. 来賓祝辞
	1. 役員紹介	1. 来賓紹介	1. 事業計画説明
	1. 宮司御礼の言葉	1. 乾杯並挨拶	1. 閉式の辞

イ 市長は、上記発会式に来賓として紹介され、随員職員1名と共に、公用車にて出席し、地元市長として祝辞を述べた。

発会式は、関係者約120名の出席のもと、約40分程で修了した。

#### (2) 「奉賛会」の事業目的

規約によると奉賛会は、平成20年に白山比咩神社御鎮座2100年を迎えることを記念し、御鎮座2100年大祭の齋行、「禊場」の造成、「手水舎」の造成、「遊神殿（仮称）」の新築、白山比咩神社史発刊等の事業を行うことを目的とするものであることが認められる。

(3) 「奉賛会」役員就任と奉賛金奉納

規約には、役員についての規定はないが、白山比咩神社発行の「白山さん」第323号には、顧問として市長ほか数名の名が掲載されている。

奉賛会に対し、奉賛金の奉納等、公金が支出された事実はなかった。

2 判 断

(1) 憲法の政教分離原則について

政教分離原則の判断基準については、既に数次の最高裁判所判決により確定されているところである。

その判旨とするところは、

① 「憲法第20条第3項にいう「宗教的活動」とは、およそ国（地方公共団体を含む。以下同じ。）及びその機関の活動で宗教とのかかわり合いをもつすべての行為を指すものではなく、そのかかわり合いが、我が国の社会的・文化的諸条件に照らし、信教の自由の確保という制度の根本的目的との関係で、相当とされる限度を超えるものに限られるというべきであって、当該行為の目的が宗教的意義を持ち、その効果が宗教に対する援助、助長、促進又は圧迫、干渉等になるような行為をいうと解すべきである。」

② 「ある行為が上記にいう宗教的活動に該当するかどうかを検討するにあたっては、当該行為の外形的側面のみにとらわれることなく、当該行為の行われる場所、当該行為に対する一般人の宗教的評価、当該行為者が当該行為を行うについての意図、目的及び宗教的意識の有無、程度、当該行為の一般人に与える効果、影響等、諸般の事情を考慮し、社会通念に従って、客観的に判断しなければならない。」（昭和52年7月13日最高裁判所判決ほか）

(2) 本件についての判断

① 「奉賛会」について

第5-1-(2)の事実認定のとおり、「奉賛会」は、白山比咩神社御鎮座2

100年式年大祭齋行、青少年育成や滝行の場として「禊場」の造成、奉納された絵馬を一堂に掲載する等の施設としての「遊神殿（仮称）」の新築や、神社史の発刊等を事業目的として設立された団体であり、特定の宗教の信仰、礼拝又は普及等の宗教活動を行なうものであることは否定できない。

② 「奉賛会」発会式への市長出席と祝辞等について

ア しかしながら奉賛会発会式のそのものは、第5-1-(1)の事実認定のとおり、その式次第においても、特に宗教的儀式又は順序作法に則ったものとは認められず、一般によくみられる各種団体における設立次第と変わるものではなく、坦々と進められ短時間で終了したものである。

市長は、同発会式に来賓の1人として招かれ、地元の市長として、社会的儀礼の範囲内で祝辞を述べたものである。

これまでも社会的儀礼として、各種団体の発会式や行事等に出席し、祝辞を述べるといった事はよくあることである。

本件についても、これと同様なものであり、特別な宗教的意義は認められず、又、発会式が行われた場所、内容、参加人数等からして、その効果もそれ以上のものは認められず、特定の宗教に対する援助、助長、促進又は圧迫、干渉するものではない。

イ 市長の職務としては、地方自治法（以下「法」という。）第149条では、「概ね」と規定されているところからして、一般職員のそれとは異なり、一般的に多種多様で広範囲にわたるものである。

地方自治体の本旨たる住民福祉の向上に資するため、市民や各種団体と接し、地域の状況等を知ることは、適切に行政を行う上で欠く事ができないものである。こうしたことのために市長自らの裁量により出席し、祝辞を述べたものであり、公用車使用と職員の随行は、職務を遂行する上で当然のものと認められる。

ウ また請求人は、奉賛会に市長が役員として奉賛金10,000円以上を奉納したことは、憲法第20条第1、3項及び第89条に違反するものとして、損害賠償を求めている。

これについては、第5-1-(3)のとおり、奉賛会に対していかなる名

目の公金の支出もなく、請求人の憶測に基づくものと言わざるを得ない。

#### 4 結 論

以上により、本件措置請求は、理由がないものと判断する。

なお、請求人の主張する市長の顧問就任に伴う奉賛金の奉納については、前述のとおり財務会計行為たる公金の支出の事実もないことから、顧問就任の是非を判断することは、法第242条の住民監査制度の目的とするところではない。